町田市市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年(2016年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年(2016年)3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例(昭和36年12月町田市条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

第6条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第44条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第131条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第8条の2第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」 に改め、同条中第8項を第13項とし、第7項を第12項とし、第6項を第11項 とし、第5項の次に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の 条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に

規定する補助金等」を加える。

附則第17条第1項から第6項まで、第8項及び第9項中「第20項」を「第1 9項」に改め、同条第12項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第4 5項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年10月町田市条例第40 号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第3項の表第84条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条」を削り、同表第84条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第84条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第84条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の町田市市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第8条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第 号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年

度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第8条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第8条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年 度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第8条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得 される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第8条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(災害等による期限の延長)

第6条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

$2\sim5$ 略

第44条 法第348条第2項第9号、第9号 の2若しくは第12号の固定資産又は同項第 16号の固定資産(独立行政法人労働者健康 安全機構が設置する医療関係者の養成所にお いて直接教育の用に供するものに限る。) に ついて同項本文の規定の適用を受けようとす る者は、土地については第1号及び第2号に、 家屋については第3号及び第4号に、償却資 産については第5号及び第6号に掲げる事項 を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償 却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24年法律第270号)第64条第4項の法 人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗 教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置 するもの、医療法(昭和23年法律第205 号) 第31条の公的医療機関の開設者、令第 49条の10第1項に規定する医療法人、公 益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団 法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下こ の条において同じ。)に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当 するものに限る。)、社会福祉法人、独立行 政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若 しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務 員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合 会で、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科 改正前

(災害等による期限の延長)

第6条の2 市長は、広範囲にわたる災害その 他やむを得ない理由により、法又はこの条例 に定める申告、申請、請求その他書類の提出 (不服申立てに関するものを除く。)又は納 付若しくは納入(以下本条中「申告等」とい う。)に関する期限までにこれらの行為をす ることができないと認める場合には、地域、 期日その他必要な事項を指定して当該期限を 延長するものとする。

$2 \sim 5$ 略

第44条 法第348条第2項第9号、第9号 の2又は第12号の固定資産について同項本 文の規定の適用を受けようとする者は、土地 については第1号及び第2号に、家屋につい ては第3号及び第4号に、償却資産について は第5号及び第6号に掲げる事項を記載した 申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学 校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律 第270号) 第64条第4項の法人、公益社 団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若し くは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、 医療法(昭和23年法律第205号)第31 条の公的医療機関の開設者、令第49条の1 0第1項に規定する医療法人、公益社団法人 若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営 利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定 する非営利型法人をいう。以下この条におい て同じ。)に該当するものに限る。) 若しく は一般財団法人(非営利型法人に該当するも のに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人 労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは 健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済 組合若しくは国家公務員共済組合連合会で、 看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、 助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは 作業療法士の養成所を設置するもの、公益社 団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置

技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人者しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ 略

(都市計画税の納税義務者等)

第131条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に 係る固定資産税の課税標準となるべき価格 (法第349条の3第10項から第12項ま で、第22項から第24項まで、第26項、 第28項から第31項まで、第33項又は第 34項の規定の適用を受ける土地又は家屋に あっては、その価格にそれぞれ当該各項に定 める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所 有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資 産税について法第343条において所有者又 は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 • 3 略

4 法附則<u>第15条第2項第7号</u>に規定する市 の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 略

改正前

するもの、公益社団法人若しくは公益財団法 人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年 法律第285号)第2条第1項の博物館を設 置するもの又は公益社団法人若しくは公益財 団法人で学術の研究を目的とするもの(以下 この条において「学校法人等」という。)の 所有に属しないものである場合においては当 該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等 に無料で使用させていることを証明する書面 を添付して、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (6)$ 略

(都市計画税の納税義務者等)

第131条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に 係る固定資産税の課税標準となるべき価格 (法第349条の3第10項から第12項ま で、第23項、第24項、第26項、第28 項又は第30項から第33項までの規定の適 用を受ける土地又は家屋にあっては、その価 格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得 た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該 土地又は家屋に係る固定資産税について法第 343条において所有者又は所有者とみなさ れる者をいう。

3 • 4 略

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第8条の2 略

2 · 3 略

4 法附則<u>第15条第2項第6号</u>に規定する市 の条例で定める割合は、4分の3とする。

5 略

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定 する設備について同号に規定する市の条例で 定める割合は、2分の1とする。
- <u>11</u> 略
- 12 略
- 13 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

 $2\sim8$ 略

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。
 - $(1) \sim (4)$ 略
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用<u>及</u> び令附則第12条第36項に規定する補助 <u>金等</u>
 - (6) 略
- 10 略

- <u>6</u> 略
- 7 略
- 8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 略

 $2\sim8$ 略

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。
 - $(1) \sim (4)$ 略
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
 - (6) 略
- 10 略

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 第17条 宅地等に係る平成27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該価格に同条に定める率を乗じて得 た額。以下同じ。) に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「宅地等調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該宅地等調整都市計画税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第19項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合における

改正前

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 第17条 宅地等に係る平成27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税の額 は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が 当該年度分の都市計画税について法第702 条の3の規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該価格に同条に定める率を乗じて得 た額。以下同じ。) に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。) 又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「宅地等調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該宅地等調整都市計画税額 とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第20項を除く。)又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき額とした場合における

都市計画税額を超える場合にあっては、前項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす る。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第19項を除く。)又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画 税額に満たない場合にあっては、第1項の規 定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係 る平成27年度から平成29年度までの各年 度分の都市計画税の額は、第1項の規定にか かわらず、当該商業地等の当該年度分の都市 計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を除 く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等据置都市計画税額」という。)と する。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成2 7年度から平成29年度までの各年度分の都 市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、

改正前

都市計画税額を超える場合にあっては、前項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とす る。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等 調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3(第20項を除く。)又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画 税額に満たない場合にあっては、第1項の規 定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係 る平成27年度から平成29年度までの各年 度分の都市計画税の額は、第1項の規定にか かわらず、当該商業地等の当該年度分の都市 計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標 準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第20項を除 く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「商業地等据置都市計画税額」という。)と する。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成2 7年度から平成29年度までの各年度分の都 市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、

当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 農地に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前 年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3 (第19項を除く。) 又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)に、 当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる 負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該農地調整都市計画税額とす

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の都市計画税の特例)

7 略

8 市街化区域農地に係る平成27年度から平

改正前

当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 農地に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の都市計画税の額は、当該農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前 年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地 が当該年度分の固定資産税について法第34 9条の3 (第20項を除く。) 又は法附則第 15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける農地であるときは、当該課税標準額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)に、 当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる 負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超え る場合には、当該農地調整都市計画税額とす

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の都市計画税の特例)

7 略

8 市街化区域農地に係る平成27年度から平

改正前

成29年度までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により附則第11条の2の規 定の例により算定した当該市街化区域農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街 化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る 前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格の3分の2の額 に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「市街化区域農地調整都市計画税額」 という。)を超える場合には、当該市街化区 域農地調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成27年度から平成29年度までの 各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額 は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格の3分の2 の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける市街化区域農地であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額に満たない 場合にあっては、前項の規定にかかわらず、 当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納

成29年度までの各年度分の都市計画税の額 は、前項の規定により附則第11条の2の規 定の例により算定した当該市街化区域農地に 係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街 化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る 前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格の3分の2の額 に100分の5を乗じて得た額を加算した額 (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3(第20項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地 に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と なるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「市街化区域農地調整都市計画税額」 という。)を超える場合には、当該市街化区 域農地調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成27年度から平成29年度までの 各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額 は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、 当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格の3分の2 の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第20項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける市街化区域農地であるとき は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該 年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額に満たない 場合にあっては、前項の規定にかかわらず、 当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納

税義務の免除等)

10・11 略

(読替規定)

12 法附則第15条第1項、第13項、第1 7項から第24項まで、第26項、第28項、 第32項、第36項、第37項<u>第42項若</u> しくは第45項、第15条の2第2項又は第 15条の3の規定の適用がある各年度分の都 市計画税に限り、第131条第2項中「又は<u>第</u> 34項」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>又は 法附則第15条から第15条の3まで」とす る。

13 略

税義務の免除等)

10・11 略

(読替規定)

12 法附則第15条第1項、第13項、第1 7項から第24項まで、第26項、第28項、 第32項、第36項、第37項<u>若しくは第4</u> 2項、第15条の2第2項又は第15条の3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に 限り、第131条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは<u>第3</u> 0項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

13 略

改正後	改正前	
附則	附則	
(市たばこ税に関する経過措置)	(市たばこ税に関する経過措置)	

第4条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条 例第84条第1項から第4項までの規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第84条 | 施行規則第 | 地方税法施行規則の 第1項 <u>3 4 号の 2</u> │ 一部を改正する省令 様式 (平成27年総務省 令第38号)の規定 による改正前の地方 税法施行規則(以下 この節において「平 成27年改正前の地 方税法施行規則」と いう。) 第48号の 5様式 平成27年改正前の 施行規則第 第84条 第2項 3 4 号の 2 地方税法施行規則第 の2様式 48号の6様式 第84条 施行規則第 平成27年改正前の 第3項 3 4 号の 2 地方税法施行規則第 の6様式 48号の9様式 第84条 施行規則第 平成27年改正前の 第4項 3 4 号の 2 地方税法施行規則第 様式又は第 48号の5様式又は 3 4 号の 2 第48号の6様式 の2様式

第4条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条 例第84条第1項から第4項までの規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の ナ爛に切げる字句に詰り扶きるものしする

右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第84条	第34号の	地方税法施行規則の
第1項	2 様式	一部を改正する省令
		(平成27年総務省
		令第38号) <u>第1条</u>
		の規定による改正前
		の地方税法施行規則
		(以下この節におい
		て「平成27年改正
		前の地方税法施行規
		則」という。)第4
		8号の5様式
第84条	第34号の	平成27年改正前の
第2項	2の2様式	地方税法施行規則第
		48号の6様式
第84条	第34号の	平成27年改正前の
第3項	2の6様式	地方税法施行規則第
		48号の9様式
第84条	第34号の	平成27年改正前の
第4項	<u>2様式</u> 又は	地方税法施行規則第
	第34号の	48号の5様式又は
	2の2様式	第48号の6様式

 $4 \sim 14$ 略